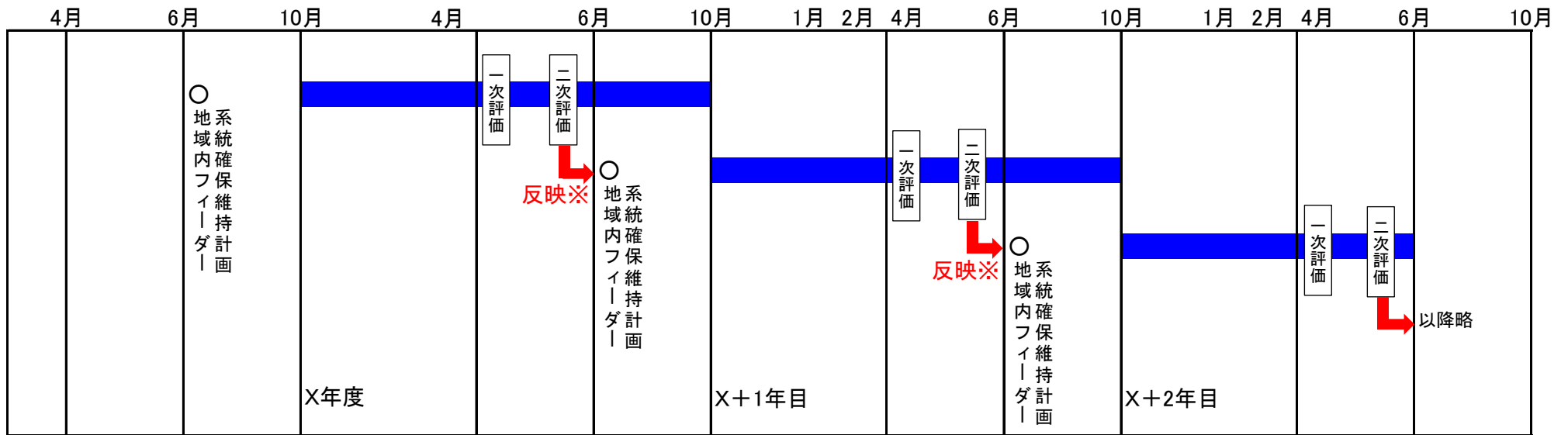


地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

1. 地域公共交通確保維持改善事業

○生活交通ネットワーク計画に位置づけられた補助対象事業については、より効果的・効率的に推進されるため、毎年度評価を実施。

(現行手順)



○事業評価制度について、平成25年1月より外部有識者等からなる「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価のあり方検討会」が設置され、5回の協議を経て、同年、10月に取りまとめが終了。

【論点】

・二次評価の結果をネットワーク計画に適切に反映できる制度とすべき。
 →従来の制度では、二次評価の結果を6月末までに申請する生活交通ネットワーク計画への反映は事実上困難との声があった。

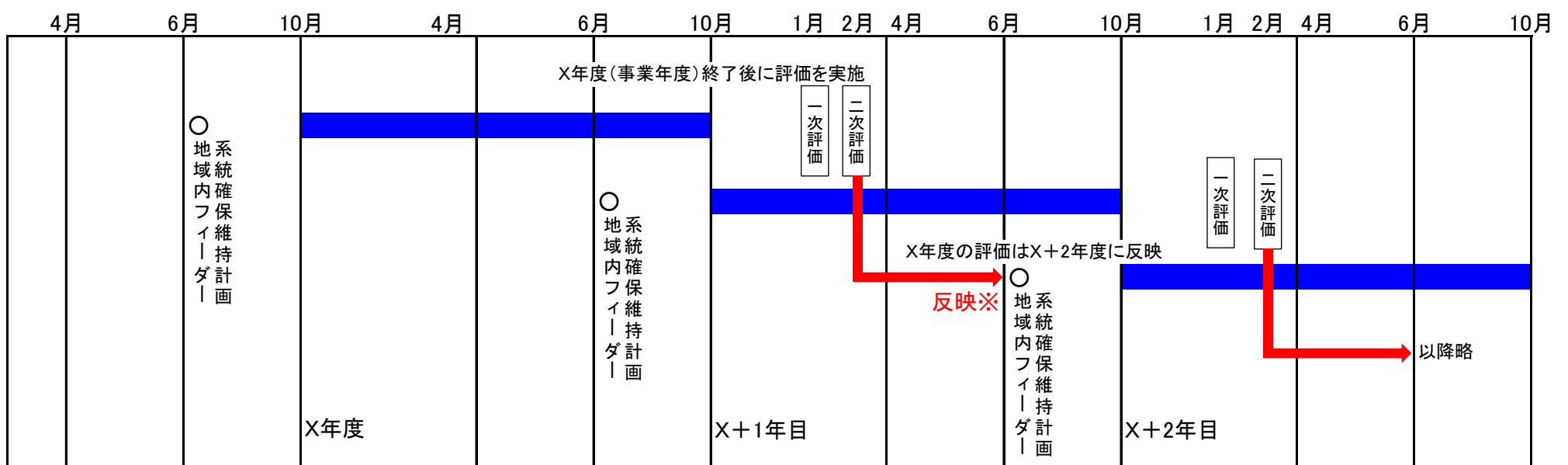
・継続して実施する事業であることから、事業年度全体の実績を踏まえた上で評価を実施すべき。

【見直し内容】

・評価の実施時期を以下の通り変更する。

	従来	変更
一次評価	4月末まで	1月末まで
二次評価	5月末まで	2月末まで

(変更後手順)



○北見市地域公共交通会議での具体的な取扱い

・25年度事業(24. 10~25. 9)については、25年4月までに交通会議で一次評価、5月に二次評価を実施していることから、新たな評価は実施しない。

・26年度事業(25. 10~26. 9)については、27年1月までに交通会議で一次評価、2月に二次評価を実施する。